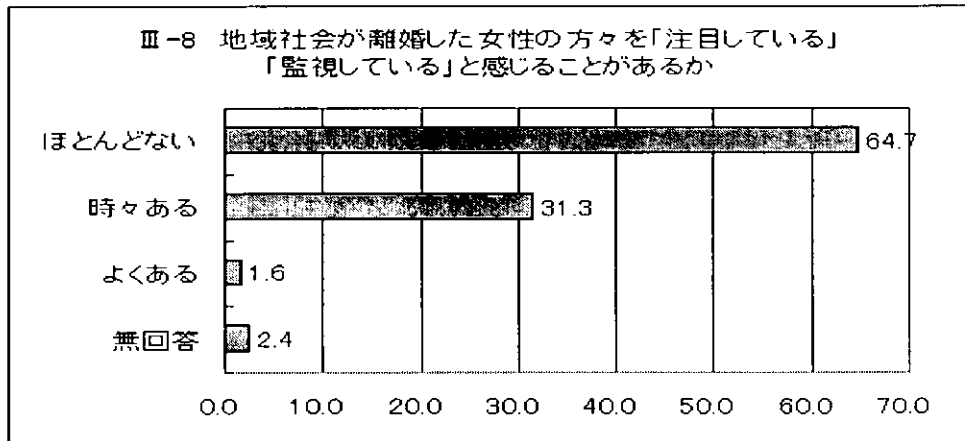


(8) 地域社会が離婚した女性を「注目している」「監視している」と感じることはあるか
 回答者が最も多いのは「ほとんどない」の163人で64.7%、次は「時々ある」で79人、31.3%であった。なお無回答は6人の2.4%、「よくある」は4人の1.8%であった。

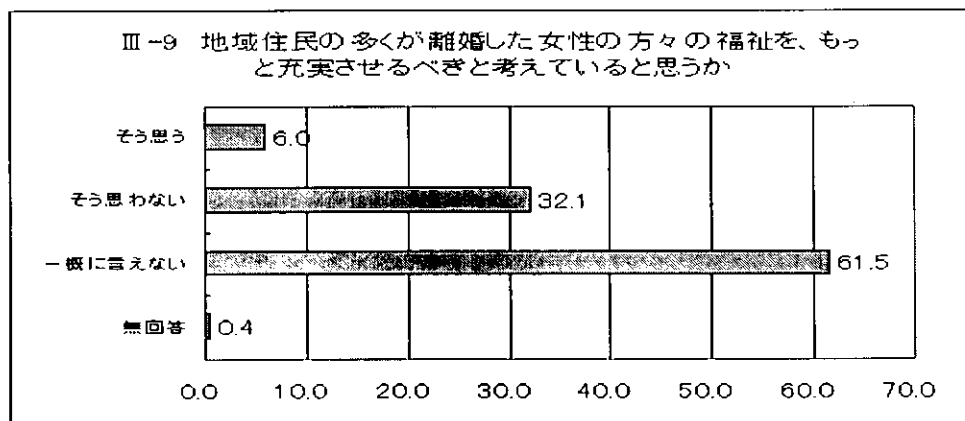
* 高齢者や障害者に対して示した関心とは反対で、離婚した女性にはほとんど関心を示さないのが過半数であるという結果は、地域住民が離婚した女性に対して共感を示さないということにもなる。



(9) 地域住民の多くが離婚した女性の福祉をもっと充実させるべきと考えていると思うか

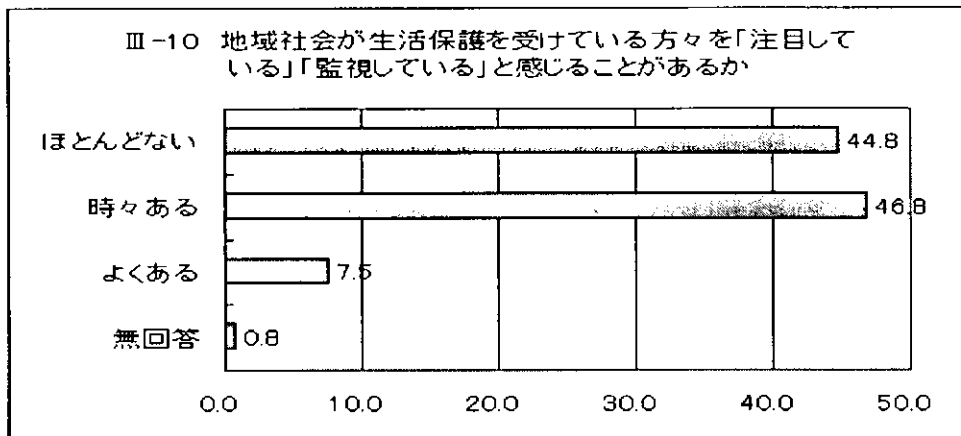
回答者が最も多いのは「一概に言えない」で155人の61.5%、次は「そう思わない」の81人で32.1%、「そう思う」は15人の6.0%であった。なお無回答は1人で0.4%にあたる。

* 一概に言えないとする6割の人を除くと、離婚した女性に対してはほとんどの人が福祉の充実はしなくてよいと考えている。このことは地域社会の人々は離婚した女性に対しては、地域社会全体の問題として共感を持ってとらえるのではなく、個人として個人の責任ととらえており、マイナスのイメージを持っていることがわかる。



(10) 地域社会が生活保護を受けている方を「注目している」「監視している」と思うか
 回答者が最も多いのは「時々ある」の118人で46.8%、次は「ほとんどない」の113人と44.8%で二分されているのが特徴である。また「よくある」は19人の7.5%であり無回答は2人で0.4%であった。

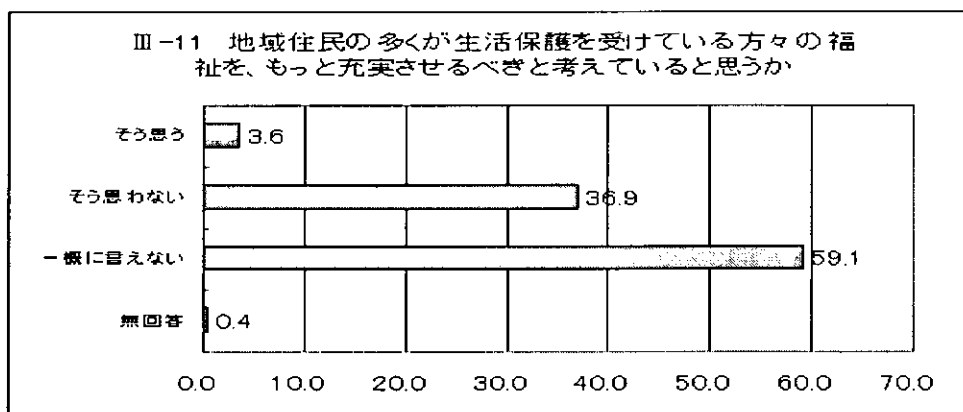
* 「時々ある」、「よくある」をあわせると137人で54%となり、地域住民の生活保護を受けている人々に対する関心は半々であることがわかった。



(11) 地域住民の多くが生活保護を受けている方の福祉をもっと充実させるべきと考えていると思うか

回答者が最も多いものは「一概に言えない」で149人の59.1%、次は「そう思わない」の36.9%で、「そう思う」は9人で3.8%、無回答は1人で0.4%になった。

* 一概に言えないと考えた人6割を除くと、ほとんどの人が「そう思わない」という否定の答えであることが特徴である。このことは生活保護の人に対してマイナスのイメージを持っていることを示している。

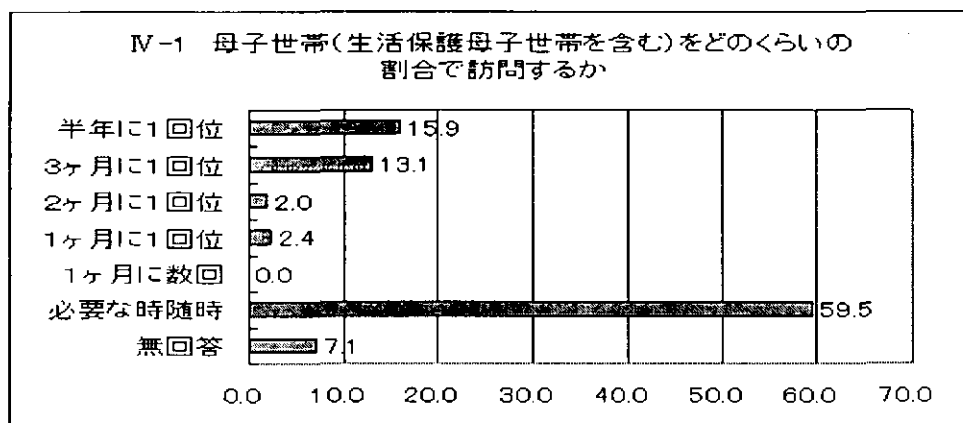


Ⅳ 生活保護を受けている母子世帯に関する相談活動

(1) 母子世帯（生活保護母子世帯を含む）をどれぐらいの割合で訪問するか

回答者が最も多いのは「必要なとき随時」の 150 人で 59.5%、次が「半年に一回くらい」の 40 人で 15.9%、「3 ヶ月に一回くらい」が 33 人の 13.1%であった。なお残りは無回答が 18 人の 7.1%、「1 ヶ月に一回くらい」が 6 人の 2.4%、「2 ヶ月に一回くらい」が 5 人の 2.0%であった。

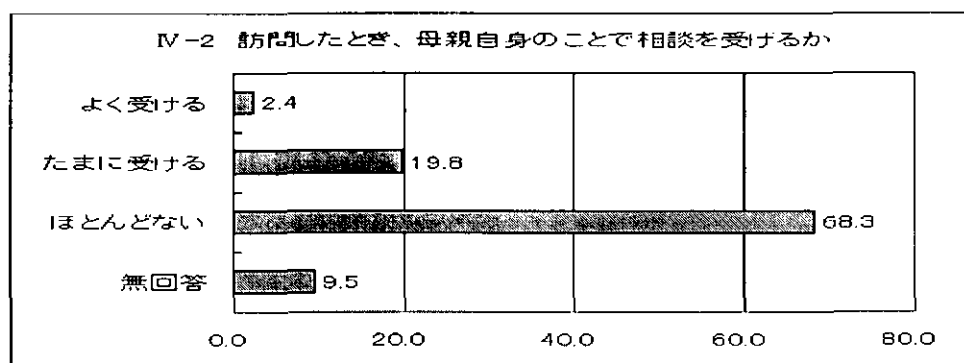
*「半年に 1 回くらい」と答えた人を含めるとほとんどの人が必要なとき随時という形であり、定期的に安否確認をしている高齢者とは異なる対応をしていると思われる。



(2) 訪問したとき、母親自身のことで相談を受けるか

回答者が最も多いのは「ほとんどない」の 172 人で 68.3%、次は「たまに受ける」の 50 人で 19.8%であった。なお無回答は 24 人で 9.5%、「よく受ける」が 6 人の 2.4%であった。

*この質問で、無回答者が 24 人で一割程度出ているのは、質問の意味がわかりにくかったのか、何か問題があるのか考えなければならない。

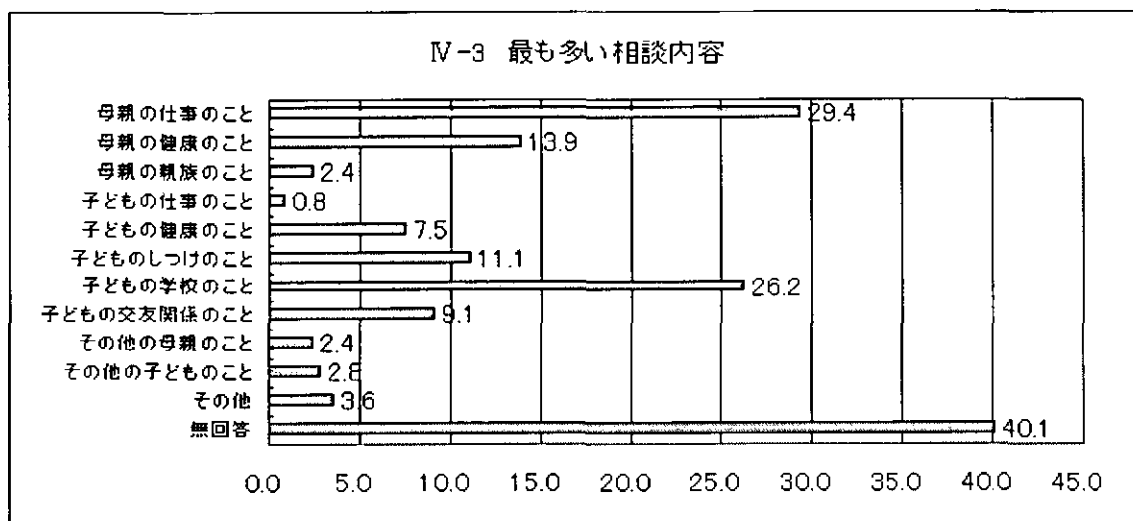


(3) 最も多い相談内容(複数回答)

回答者が最も多いのは無回答で 101 人の 40.1%である。次に多いのが「母親の仕事のこと」で 74 人の 29.4%、「子どもの学校のこと」は 66 人の 26.2%、「母親の健康のこと」は 35 人の 13.9%、「子どものしつけのこと」は 28 人の 11.1%、「子どもの交友関係のこと」は 23 人の 9.1%、「子どもの健康のこと」は 19 人の 7.5%となっている。残りはその他の 9 人の 3.8%、「その他子どものこと」の 7 人の 2.8%、「その他母親のこと」の 6 人の 2.4%、

「母親の親族のこと」が同じく6人の2.4%、「子どもの仕事のこと」が2人の0.8%となっていた。

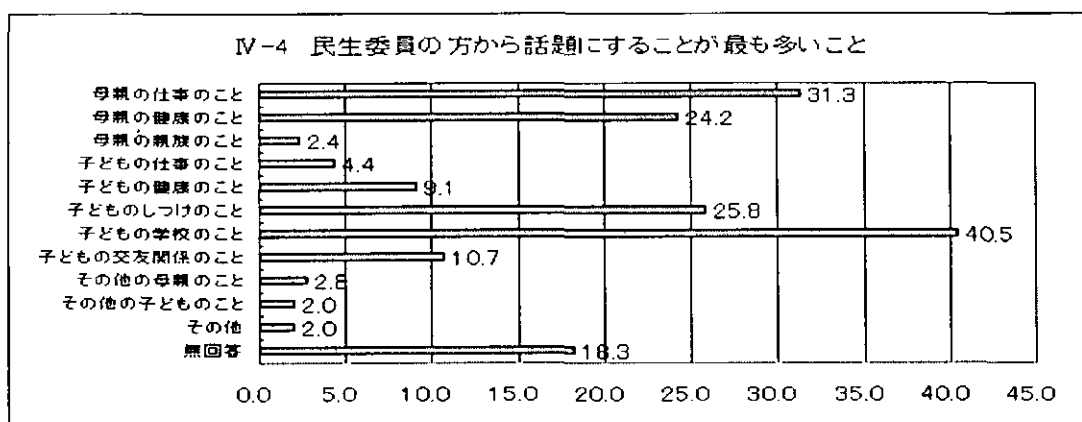
* 前問で、母親自身のことの相談がほとんどないという答えをした人が172人いることを考えると、この無回答の101人は母親自身も子供のことも相談がまったくないと考えてよいだろう。相談の内容は母親の仕事、子どもの学校のことが多いことから生保母子家庭ではこの二つが一番の心配事になっていると考えられる。



(4) 民生児童委員のほうから話題にすることが最も多いこと(複数回答)

回答者が最も多いのは「子どもの学校のこと」で102人の40.5%、次は「母親の仕事のこと」が79人の31.3%、「子どものしつけのこと」が65人の25.8%、「母親の健康のこと」が61人の24.2%となっている。残りは無回答の46人の18.3%、「子どもの交友関係のこと」が27人で10.7%、「子どもの健康のこと」が23人で9.1%、「子どもの仕事のこと」が11人で4.4%、「その他母親のこと」が7人の2.8%、「母親の親族のこと」が6人の2.4%、「その他子どものこと」が5人の2.0%、その他が同数の5人で2.0%となっている。

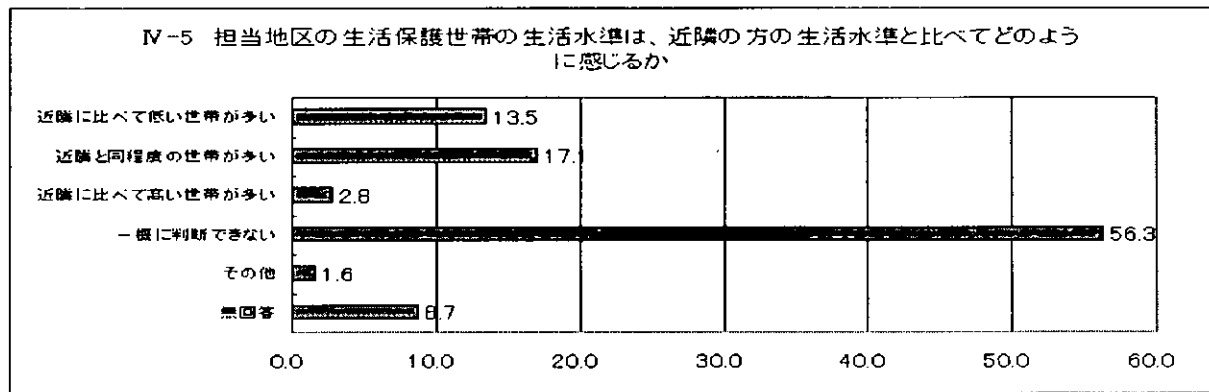
* 前問で母親の関心は自分自身の仕事、子どもの学校のこと、自分自身の健康、子どものしつけのことの順になっているのに対して、子どもの学校のこと、母親の仕事、子どものしつけ、母親の健康となっていることから民生児童委員の視点は母親よりも子どもにあり、民生児童委員の関心は子育てにあることがわかる。



(5) 担当地区内で生活保護世帯の生活水準は、近隣の生活水準と比べてどう感じるか

回答者の最も多いのは「一概に判断できない」の142人で56.3%、次は「近隣と同程度の世帯が多い」の43人の17.1%、「近隣に比べて低い世帯が多い」が34人の13.5%であった。なお無回答が22人の8.7%、「近隣に比べて高い世帯が多い」が7人の2.8%、その他が4人の1.6%であった。

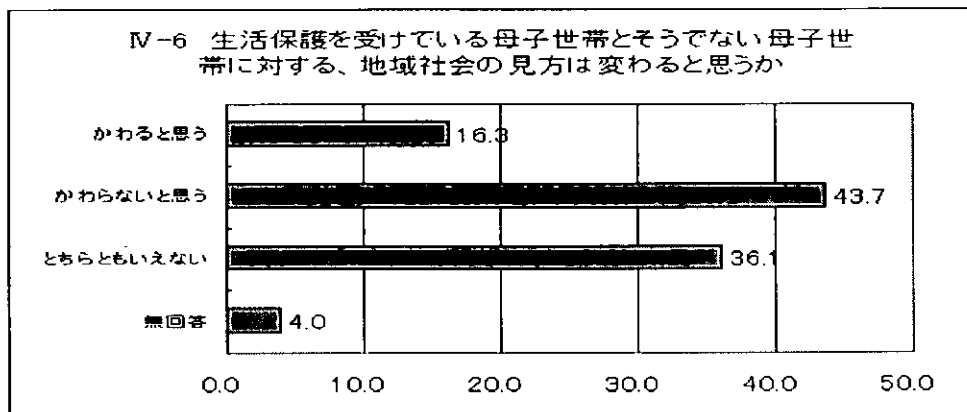
* 一概に判断できないという人を除くと、「同程度」と「低い」がほとんどであることから、民生児童委員は生活保護世帯に対して、近隣と同程度あるいは低いと感じている人が多いことがわかる。



(6) 生活保護を受けている母子世帯とそうでない母子世帯に対する地域社会の見方は変わると思うか

回答者が最も多いのは「変わらないと思う」の110人で43.7%、次は「どちらともいえない」で91人の36.1%、「かわると思う」は41人の16.3%であった。なお無回答は10人の4.0%である。

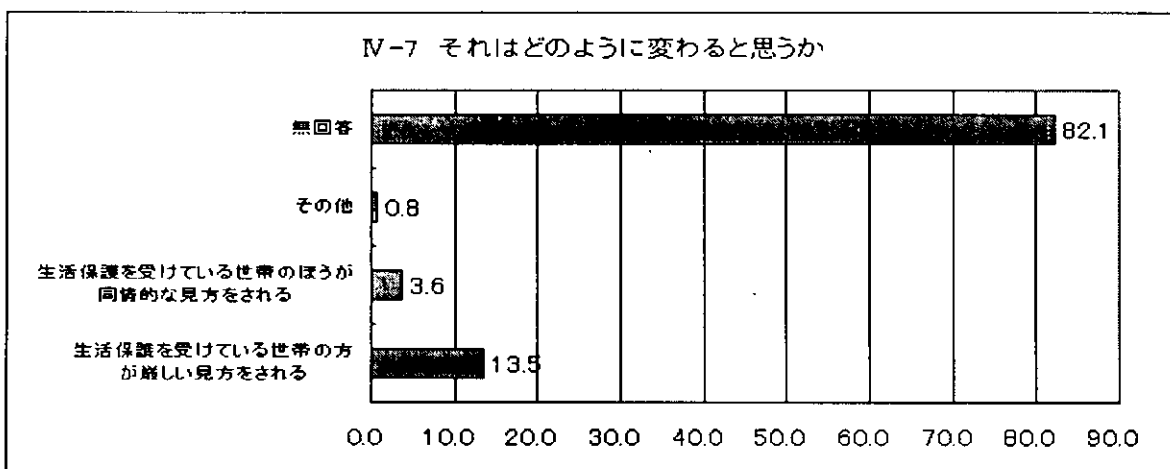
* 「どちらともいえない」あるいは「変わらない」をあわせると、ほとんどの人が生活保護を受けている母子家庭に対する地域社会の見方は、そうでない母子世帯と変わらないあるいはどちらともいえないと考えていることがわかる。



(7) それはどのように変わると思うか

回答者が最も多いのは無回答の207人で82.1%、次が「生活保護を受けているほうが厳しい見方をされる」の34人の13.5%であった。残りは「を受けているほうが同情的な見方をされる」の9人の3.8%、その他が2人の0.8%であった。

* 前問より8割の人が変化がないかどちらでもないと回答していることから、無回答の人は積極的に変わらないと考えていることがわかる。

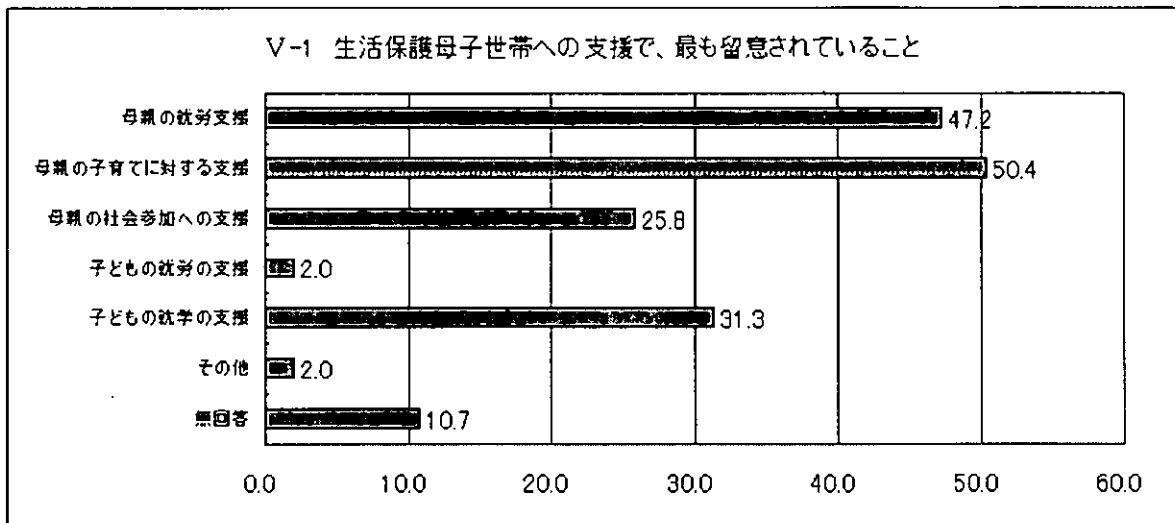


V 生活保護母子世帯への支援のあり方

(1) 生活保護母子世帯への支援で最も留意していること(複数回答)

回答者の最も多いのは「母親の子育てに対する支援」の127人で50.4%、次が「母親の就労支援」の119人の47.2%、「子どもの就学支援」が79人の31.3%、「母親の社会参加への支援」が65人の25.8%であった。また無回答が27人の10.7%、「子どもの就労支援」が5人の2.0%、「その他」が5人の2.0%となっている。

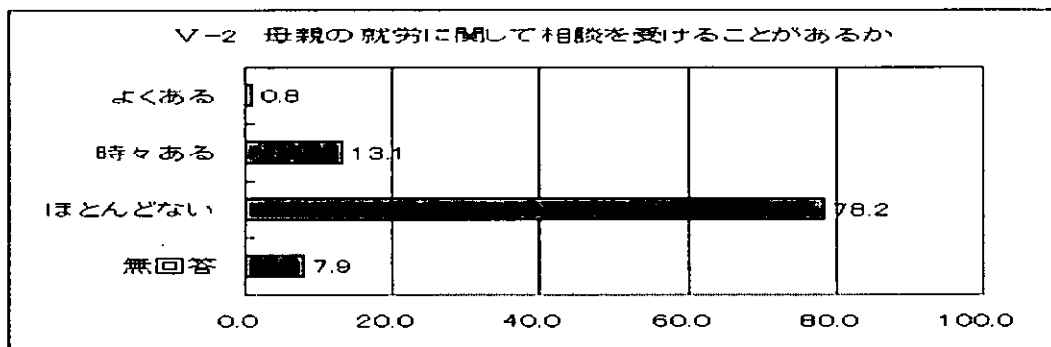
* 民生児童委員の生活保護母子世帯の支援の視点は、母親自身への支援と子どもに対する支援と二つあることがわかる。また母に対する社会参加、子どもに対する就学支援があることから、それぞれを社会へつなぐという働きをしていることがわかる。このことは生活保護母子世帯は社会から孤立しがちであるとも言える。なお無回答が27人で1割になることは、母親や子どもといった対象別の支援ではないと考える人がいるものと考えられる。



(2) 母親の就労に関して相談を受けることがあるか

回答者の最も多いのは「ほとんどない」の197人で78.2%、次は「ときどきある」で33人の13.1%で、無回答は20人の7.9%、よくあるが2人の0.8%であった。

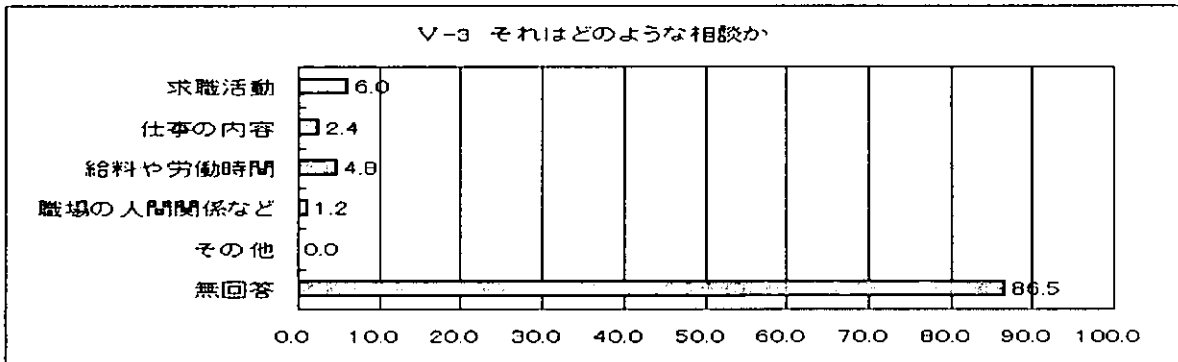
* 無回答の20人はこの選択肢以外のもの「まったくない」であった可能性が高い。このことを考慮に入れると、ほとんどの民生児童委員は母親の就労に関しての相談を受けていないことがわかる。



(3) それはどのような相談か

回答者が最も多いのは無回答で 218 人の 86.5%であった。残りは「求職活動」の 15 人で 6.0%、「給料や労働時間について」は 12 人で 4.8%、「仕事の内容」は 6 人の 2.4%、「職場の人間関係」は 3 人で 1.2%であった。

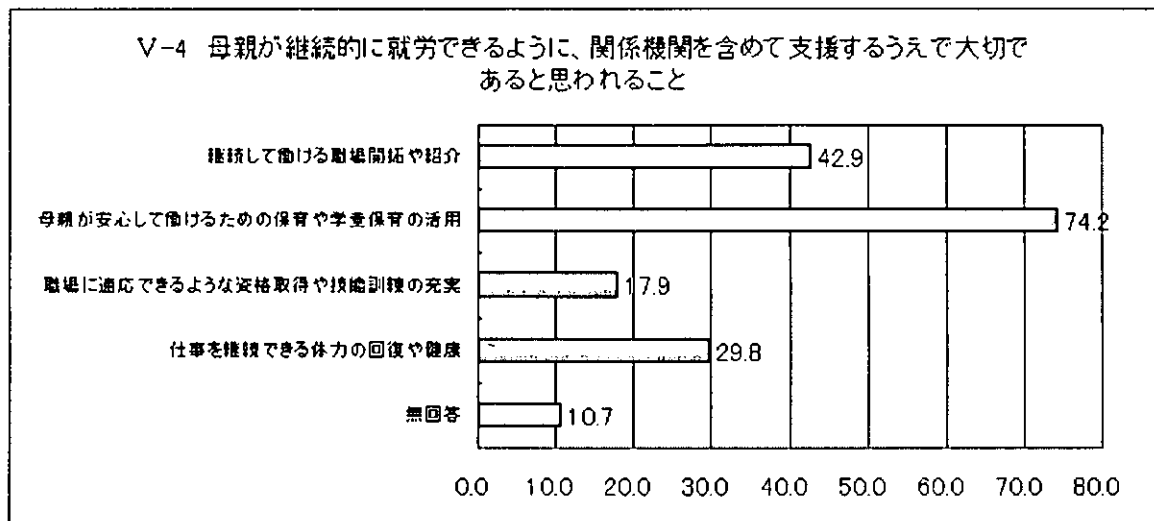
* 前問で相談をほとんど受けない人と無回答をあわせると 217 人となり、この無回答の数に相当するので、無回答は妥当である。



(4) 母親が継続的に就労できるように関係機関を含めて支援する上で大切であると思われること(複数回答)

回答者が最も多いのは「安心して働ける保育、学童保育の活用」で 187 人の 74.2%、次に多いのが「継続して働ける職場開拓や紹介」で 108 人の 42.9%、母親の体力の回復や健康は 75 人の 29.8%、資格取得や技能訓練の充実が 45 人の 17.9%であった。なお無回答は 27 人で 10.7%であった。

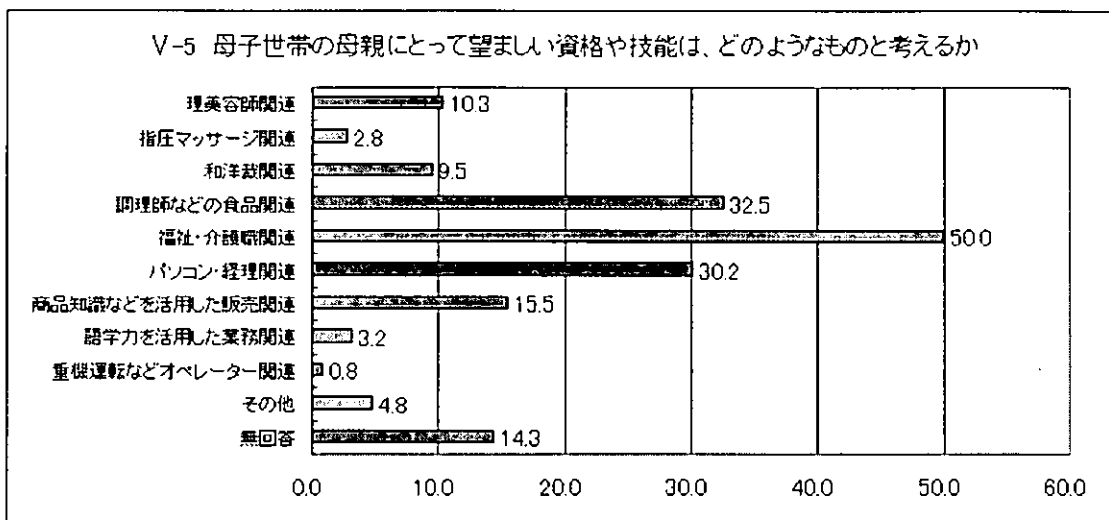
* 問い 1 で示されているように生活保護母子世帯の支援は、母親と子どもの二つの側面があったが、この問いの母親の就労にも、子どもへの支援と母親への支援との両方の側面が考えられていることがわかる。また問い 1 で無回答であった 27 人はここでも無回答の 27 人に相当していると考えられ、母子家庭の支援の経験がないと思われる。つまり民生児童委員の 1 割に当たる人々は、生活保護母子世帯の支援の経験がないものとしてもよいだろう。



(5) 母子世帯の母親にとって望ましい資格や技能はどんなものと考えるか(複数回答)

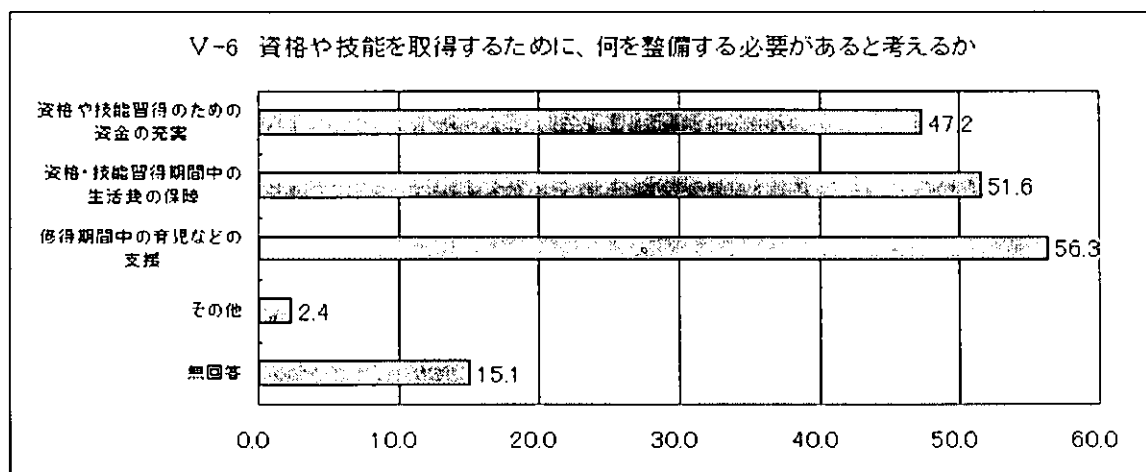
回答者の最も多いものは「福祉介護関連」で126人の50.0%、次は「調理師など食品関連」で82人の32.5%、「パソコン経理関連」が76人の30.2%、「商品知識などを活用した販売関連」が39人で15.5%であった。また残りの無回答は36人で14.3%、「理美容師関連」は26人の10.3%、「和洋裁関連」が24人で9.5%、その他は12人で4.8%、「語学力を活用した業務関連」が8人の3.2%、「指圧マッサージ」が7人で2.8%、「重機運転などオペレータ関連」が2人で.8%であった。

* 上位ふたつとも主婦としての技能が基本となるものと考えられ、民生児童委員は母子家庭の母親には主婦の役割を期待していることがわかる。なお無回答者は36人いるが、その他という選択肢があることを考えると、母子家庭の母親というステレオタイプでは考えられないと思っている人々であると思われる。



(6) 資格や技能取得のために何を整備する必要があるか(複数回答)

回答の最も多いものは「習得期間中の育児支援」で142人の56.3%、次が「習得期間中の生活費の補助」で130人の51.8%、「習得のための資金の充実」が119人で47.2%であった。なお無回答は38人の15.1%、その他は6人の2.4%である。

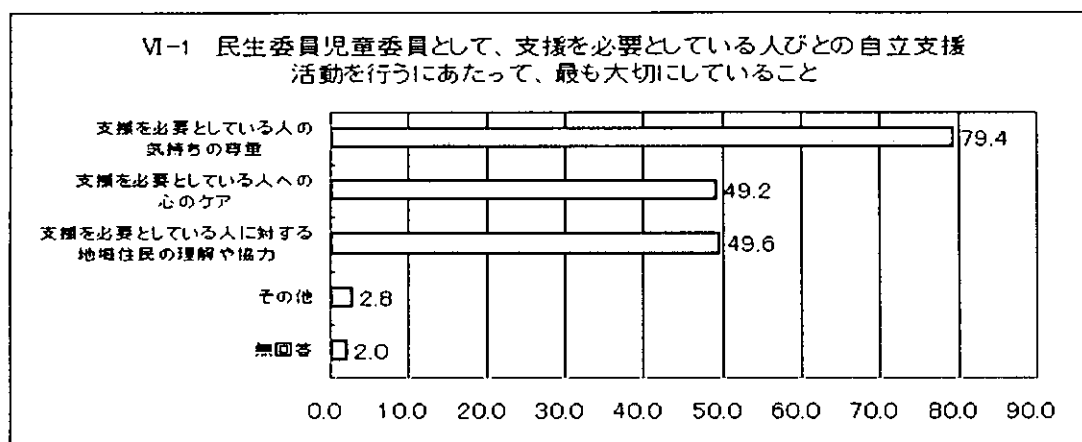


VI 民生児童委員の役割

(1) 民生児童委員として支援を必要としている人々への自立支援活動を行うにあたって、もっとも大切にしていること(複数回答)

回答者が最も多いのは「支援を必要としている人の気持ちを尊重する」の200人で79.4%、次は「支援を必要としている人に対しての地域住民の理解と協力」で125人の49.6%、「支援を必要とする心のケア」が124人の49.2%であった。残りはその他の7人の2.8%、無回答が5人で2.0%であった。

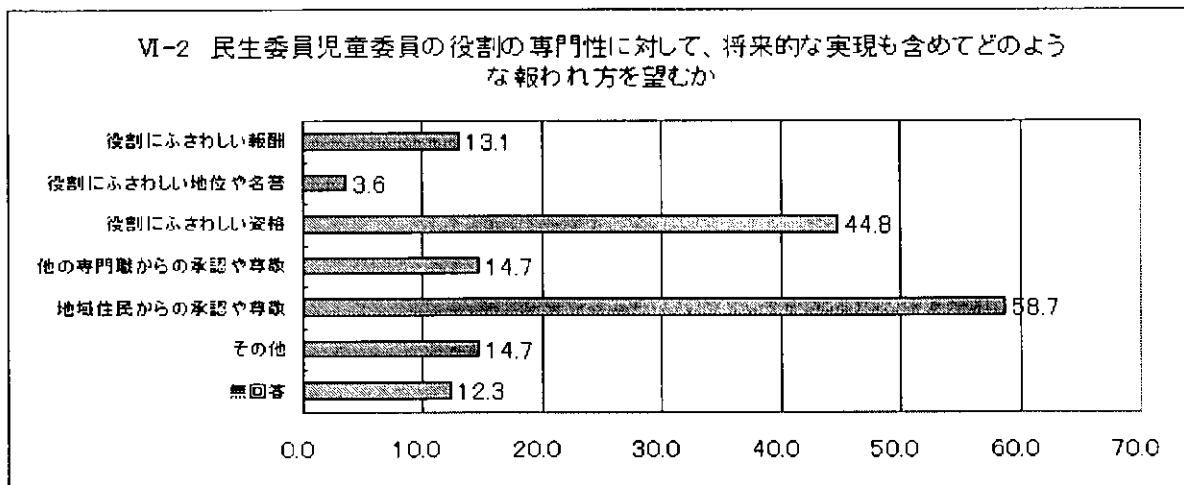
* 民生児童委員の支援の基本は住民の立場に立つということであるのは法律で規定されているが、実際も支援を必要としている人の気持ちを尊重していることがわかった。また支援を必要としている人の気持ちを尊重しながらも、同じ地域の住民と協力して支援を行う姿勢と支援を必要としている人の気持ちに寄り添うという姿勢が半分ずつになっていることが特徴である。



(2) 民生児童委員の役割の専門性について将来的な実現も含めてどのような報われ方をしたいか(複数回答)

回答者が最も多いのは「地域住民からの尊敬や承認」で148人の58.7%、次が「役割にふさわしい資格」で113人の44.8%、ついで「他の専門職からの承認や尊敬」が37人の14.7%、その他が37人で14.7%、「役割にふさわしい報酬」が33人の13.1%、無回答は31人で12.3%、「役割にふさわしい地位や名誉」は9人で3.6%であった。

* 回答者が多いのは尊敬や承認、資格でこれらは何らかの形で、他者に民生児童委員活動を認めてもらいたいという気持ちを表している。民生児童委員が公的な役割をもったボランティアであることを考えると、活動することで自分自身が手ごたえを感じるだけでなく、協力して活動をする住民や専門職から、何らかの形で認めてもらいたいと思っていることがわかる。



(3) 生活保護を受けている母子家庭が地域社会に溶け込み自立していくために、地域社会はどのような支援を行うべきか(自由記述)

記述は全部で106であった。大きく分けると、

① 自分自身の担当地区の具体例を踏まえながら、自分自身の心構えについて—47

(具体例:子どものためにも生活保護を受けていることを知られたくない母親がいるので、気持ちを尊重して暖かい目で見ると、生活保護を受けていることで卑屈にならないよう同等に接してあげるなど)

② 地域からの具体策—21

(具体例:お祭りなど、母子で参加して近隣の親子と共有できる体験の行事を企画する、行事に参加しやすいように声かけしてあげるなど)

③ 母親のあり方—13

(具体例:引きこもらず自分の方から積極的に、素直に人の話を聞いてなど)

④ その他—13、

⑤ 母親の就労支援—9

(具体例:安心して母親が仕事ができるように相談に乗る、子どもの教育ができるように支援する)

⑥ 地域のあり方—3

(具体例:母子共に安心して暮らせる地域社会、昔のように気楽に子どもを預けあえる関係)であった。

(4) 学習支援ボランティアについて(自由記述)

記述は134あり、全部肯定的に受け止めているものばかりであった。

具体例としてはよいことですということを前提に、活動を知らなかった、自分もできることを手伝いたい、活動を広めたいなど

(5) 生活保護母子家庭に関して(自由記述)

記述は全部で 78 あった。大きく分けて次のようになった。

- ①母親への思いや感想—23(具体例：死亡母子家庭と比較して、離婚に対して、子どもの教育に対してなど)
- ②自分の担当ケースについて—17(具体例：自分のケースから見えてきたこと、感想など)
- ③その他—16
- ④生活保護の制度について—12 (具体例：保護受給していない母子の生活と比較して、元夫の責任、近隣の話を総合して保護は果たして必要かなど)
- ⑤具体的支援策について—7(具体例：DV母のための施設、学校地域保護者だけでなく企業も参加しなければなど)
- ⑥子どもの問題—3 (具体例：子どもの不登校、放任などの心配)

第6章 公的扶助ケースワーカーの意識と実践

— 下町区公的扶助ケースワーカー調査結果（第1報） —

岡部 卓（東京都立大学人文学部）

松本 一郎（東京都立大学大学院社会科学研究所博士課程）

野村 智（法政大学大学院人間社会研究科修士課程）

野田 博也（東京都立大学大学院社会科学研究所修士課程）

公的扶助の中核をなす生活保護制度は、最低生活の保障と自立の助長を法の目的としてもつ制度である。そのため対象となる利用者は、主として「生活困窮」（貧困）を要件とする被保護者である。そこで生活保護法の実施機関である福祉事務所は、最低生活を保障しながら被保護者の経済的自立のみならず広く社会的自立に向かって援助活動をおこなう。この援助活動は実施過程とも言われ、次のプロセスすなわち受付→申請→調査・要否判定→決定（開始・却下）→支給（停止）→廃止という一連の過程を経る。この一連の過程を包括するものが生活保護の相談援助活動であるといえるであろう。

そこで相談援助活動を直接職務として行なっている福祉事務所職員（現業員、以下、公的扶助ケースワーカーと略す）は、利用者である被保護者の問題をどのようにとらえ、また自立支援に向けてどのような相談援助活動を行おうとしているのであろうか。

上記問題意識のもと、本章においては、公的扶助ケースワーカーが被保護母子世帯の問題をどのようにとらえているのか、またどのような自立支援に向けた相談援助活動を志向しているのか、についてアンケート調査を通して聞いた。

本調査においては、設問として、大きくは次の5つの設問を用意した。すなわち、（1）公的扶助ワーカーの基本的属性やキャリアに関わる設問、（2）生活保護母子世帯の自立支援に向けた相談援助活動に関わる設問、（3）子どものケアと援助に関わる設問、（4）生別母子世帯に対する公的扶助ワーカーの認識に関わる設問、（5）公的扶助ワーカーの職業意識や制度・援助に関わる設問である。上記設問は、本研究の主題である（2）（3）を分析する前提として、それに関わる公的扶助ケースワーカーがどのような実態や意識にあるのかを明らかにするためである。調査項目全体の構成は、以下の通り。

○基本的属性とキャリア

性別/年齢/養成経歴/通算経年数/初任者外部研修/外部研修参加回数/配転回数/生活保護世帯担当数/担当高齢者世帯数/担当母子世帯数/担当傷病・障害者世帯数/担当その他世帯数

○生活保護母子世帯の自立助長に関する留意点

生活保護母子世帯の処遇方針決定時に優先するもの/訪問調査でもっとも留意する点/生活保護母子世帯への対応はできているのか・生活保護母子世帯への対応ができていない理由/家計管理の助言指導はあるか/就労や求職活動の助言指導はするか・生活保護母子世帯の就労支援での留意点/健康保持や療養についての助言指導はするか/前夫に関する助言指導

はするか・前夫に関する助言指導時の留意点/異性関係についての助言指導をするか・異性関係の助言指導時の留意点/生活保護母子世帯への助言指導時に民生委員との連携、他の専門職からの支援を受けるか・連携、支援を受ける場合に頻繁に勝つようする職種)

○生活保護受給世帯の、子どものケアと援助について

担当している15歳未満の子どもの世帯数・「15歳未満の子どもがいる世帯数」のうちの生活保護母子世帯数/15歳～25歳未満の子どもの同居世帯数・「15歳～25歳未満の子どもの同居世帯数」のうちの生活保護母子世帯数/15歳未満の子どもがいる世帯、生活保護母子世帯で、子どもの現状で心配なこと・15歳未満の子どもがいる世帯で、心配な子どもの問題/15歳以上の子どもがいる世帯で、子どもの現状で心配なこと・15歳以上の子どもがいる世帯で、心配な子どもの問題/子どもの問題で、親に問題があると思うか・心配な、子どもに関わる親の問題/親の世代で生活保護の受けたことの子どもに対する影響はあると思うか/生活保護世帯の子どもと接する必要があると思うか・生活保護世帯の子どもと接することがあるか・生活保護世帯の子どもことで学校と接したことがあるか/「ひきこもり」や「いじめ」等の問題を抱えている場合、どのような機関・職種と連携する必要があると考えるかA連携する必要があると考える機関、B連携する必要がある職種等・「怠学」や「不就労」等の問題を抱えている場合、どのような機関・職種と連携する必要があると考えるかA連携する必要があると考える機関、B連携する必要がある職種等・「非行」や「虞犯」等の問題を抱えている場合、どのような機関・職種と連携する必要があると考えるか A連携する必要があると考える機関、B連携する必要がある職種等

○生別母子世帯に関する意見

・離別理由/結婚年齢、結婚時の前夫の就職状況/母親の人付き合い・健康管理・家計管理/地域との生活水準比較・生活保護を受けていない母子世帯との生活水準比較・社会一般との生活水準比較

○ケースワーカーとしての経験について

生保ケースワーカーを希望したのか/辞令を受けた時の感想/仕事に従事してやりがいを感じたか/任務についての考え方/申請・相談で最も留意すること/母子世帯の助言指導に関わる際に最も留意すること/ケースワーカーにとって最も必要な資質/自由回答

下町区公的扶助ケースワーカー・アンケート調査結果(第1報)

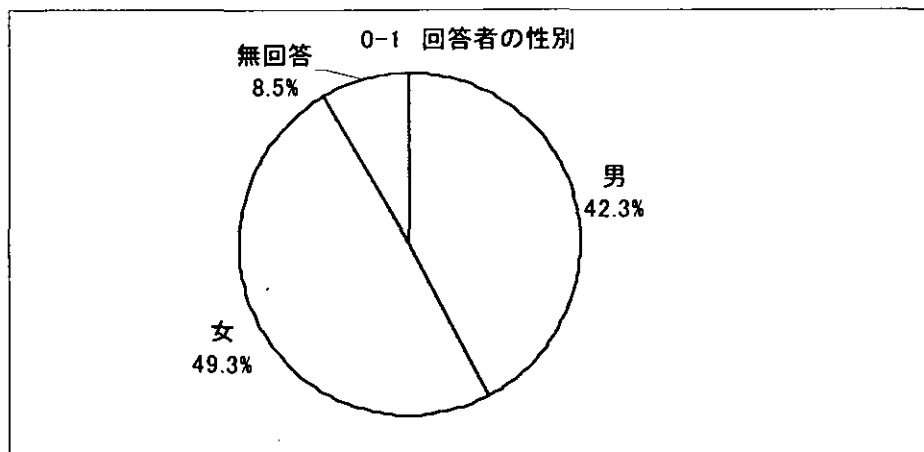
調査概要

対 象 者	下町区生活保護担当現業員全員
調 査 方 法	下町区の生活支援課（福祉事務所）は2カ所に分かれており、それぞれ1課、2課を構成している。本調査では、各課でアンケート用紙および回収用の封筒を配布し、密封して各課ごとに回収する方法をとった。
配 布 数	74名(1課42名、2課32名)
回 収 数	71名
回 収 率	95.9%
調 査 基 準 日	2003年8月1日

0 フェイスシート

0-1 性別

回答者の性別は、「女性」が35人で49.3%と最も多く、次いで「男性」が30人で42.3%である。「無回答」は6人で8.5%である。

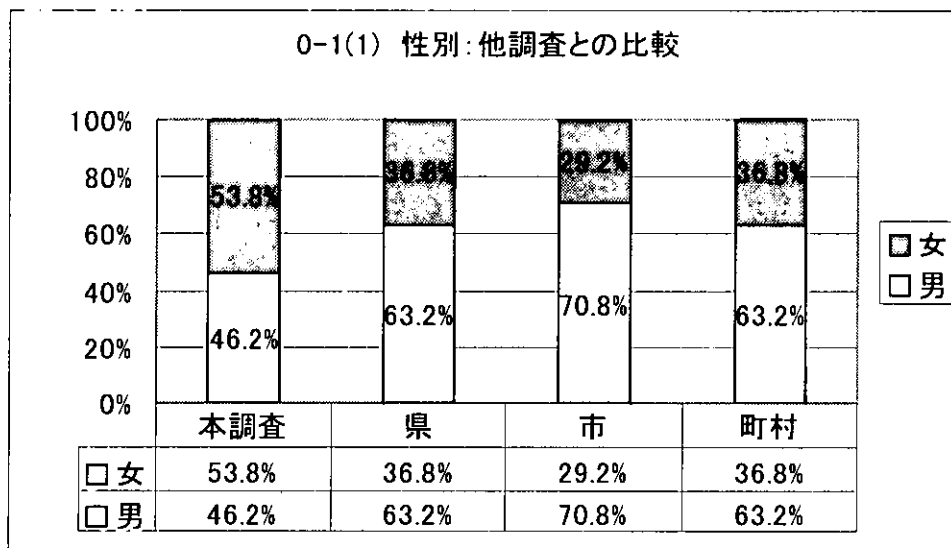


・「公扶研調査」¹との比較

本調査では「無回答」を除くと、女性比率が53.8%、男性比率が46.2%であり、女性比率の方が7.6ポイント高い。そこで「公扶研調査」と比較してみたところ、女性比率は県(36.8%)、市(29.2%)、町村(36.8%)ともに、本調査の方が高かった(図表 0-1(1))。特に、「公扶研」調査の「市域」と比較する

¹ ここで、「公扶研調査」とは、『公的扶助研究』184号(2002年1月)、185号(2002年4月)に掲載された小野哲郎・長友祐三・村本良生[2002]「社会福祉制度改革下における福祉事務所の現状と課題(1)(2)」で公表された結果を指し、本報告ではそのうち地区担当員のみを取り上げた(調査時期は2000年3月)。なお、公扶研調査の回答者は福祉事務所であり、回答者が現業員である本調査とは異なる。

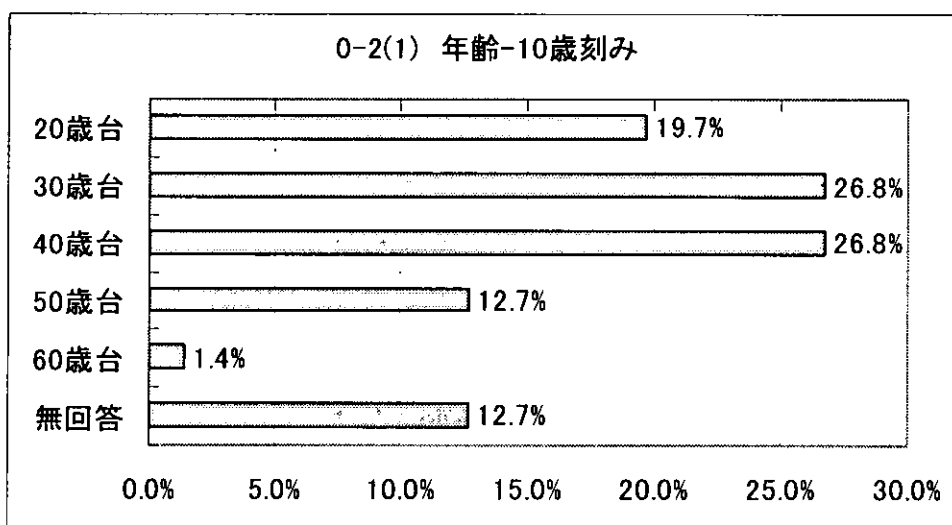
と、20.1ポイント高いことが分かる。

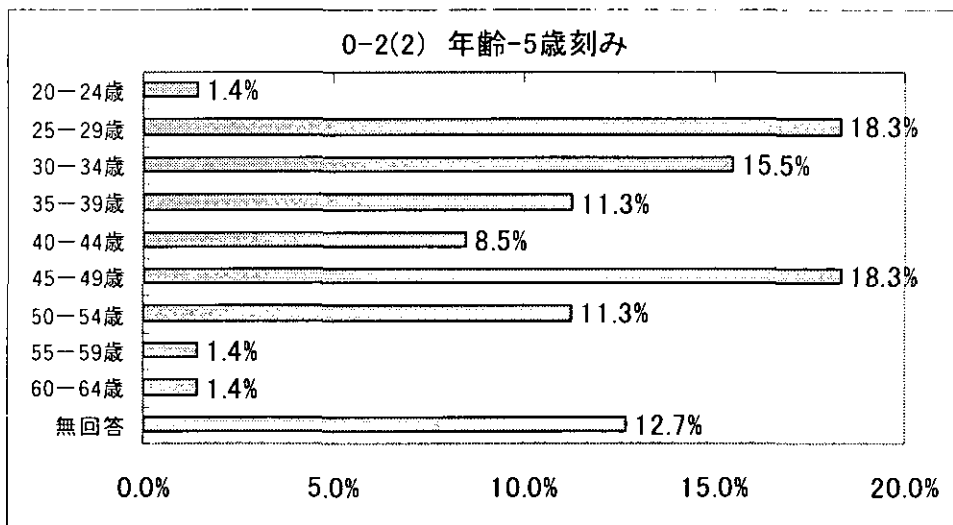


0-2 年齢

回答者の年齢は、30歳台(30-34歳:15.5%、35-39歳:11.3%)と40歳台(40-44歳:8.5%、45-49歳:18.3%)がそれぞれ同数の19人で26.8%を占め、次いで20歳台(20-24歳:1.4%、25-29歳:18.3%)が14人で19.7%である。以下、50歳台(50-54歳:11.3%、55-59歳:1.4%)が9人で12.7%、60歳台が1人で1.4%である。「無回答」は9人で12.7%である。

平均年齢は39.0歳である。





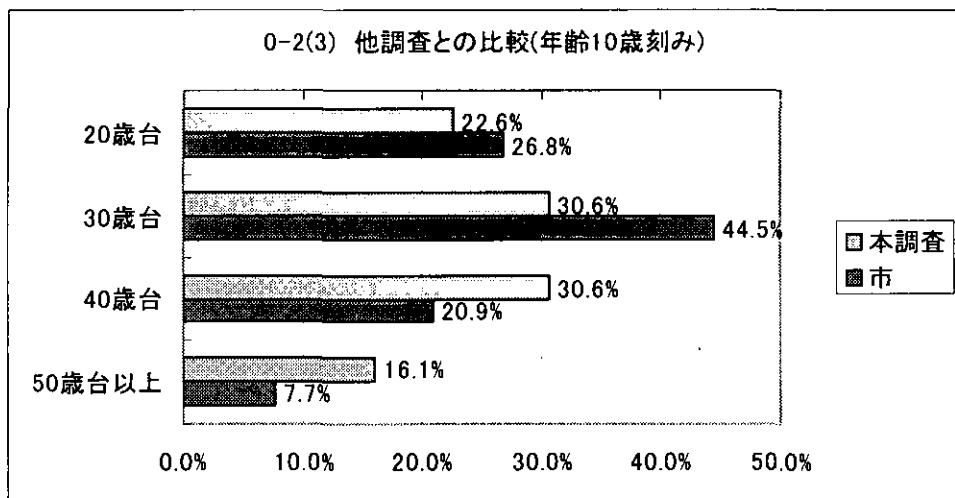
・「公扶研調査」との比較

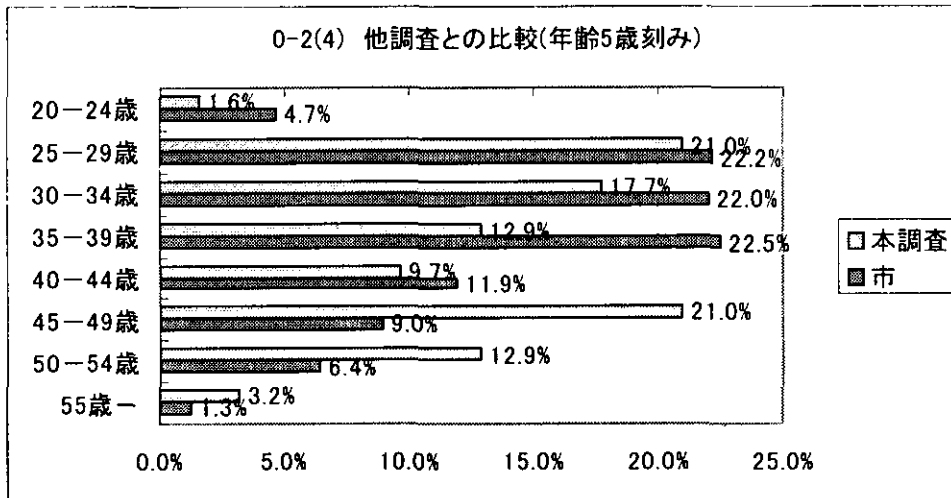
本調査と「公扶研調査」の市域の数値とを比較した図表が0-2(3)と0-2(4)である。

図表0-2(3)は年齢を10歳刻みにしたものであるが、本調査は「公扶研調査」(市域)と比較すると20歳台と30歳台において低く、逆に40歳台と50歳台以上において高いことが分かる。

図表0-2(4)はさらに年齢を5歳刻みにしたものであるが、「公扶研調査」(市域)は、25-39歳で6割強と集中し、40歳を超えると年齢が高くなるにつれて比率が下がっていることが分かる。

他方、本調査でも20-24歳で5%に満たない点、25-34歳に集中している点で「公扶研調査」と共通しているものの、35-39歳で比率が12.9%と「公扶研調査」より9.6ポイント低い点、45-54歳で3割強を占め集中している点に特徴があるといえる。



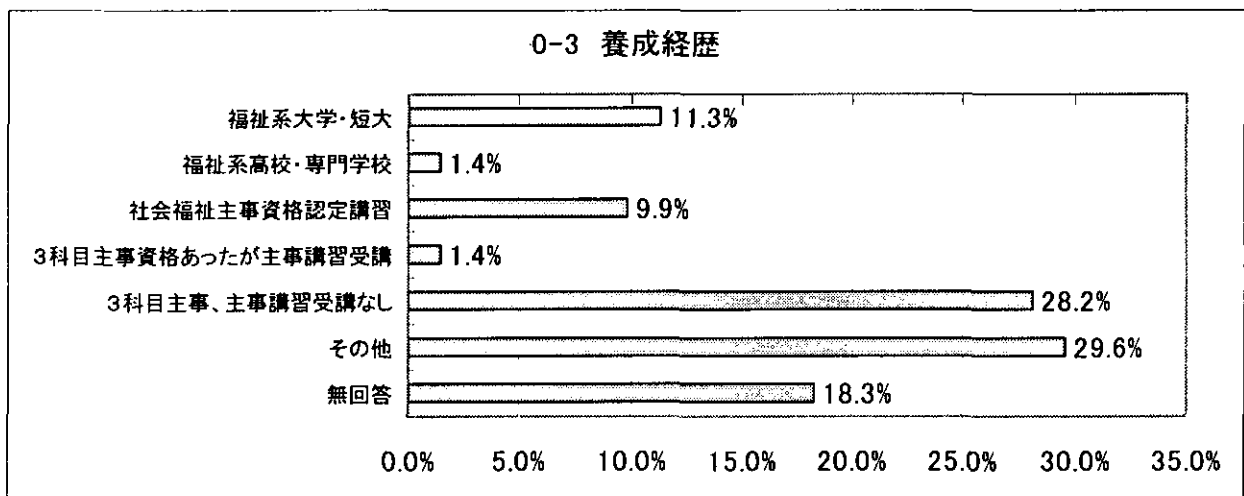


0-3 養成経歴

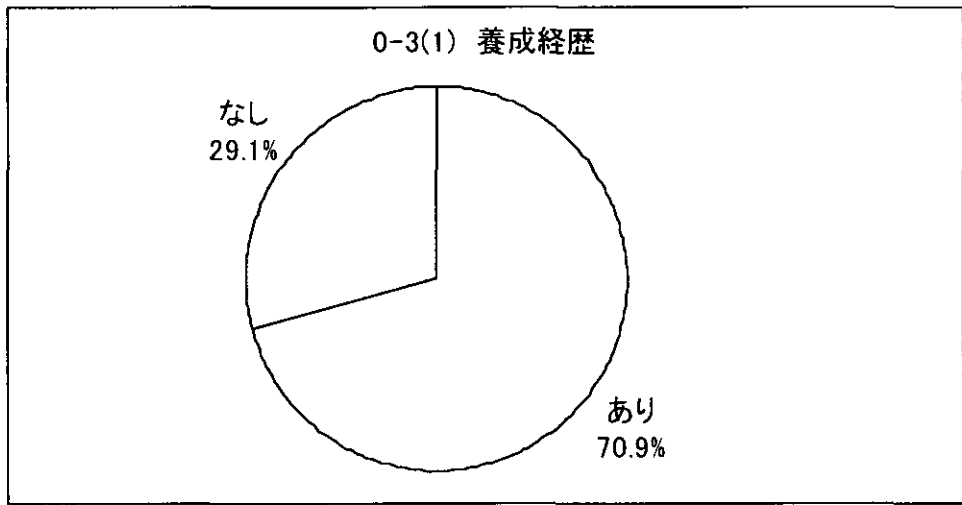
回答者の養成経歴は、「その他」が21人で29.6%と最も多い。「その他」の内訳をみると、「養成経歴がない」が12人、「職場研修のみ」が3人、「夜間大学卒業」「社会福祉士養成通信科」「社会福祉主事資格認定講習を受講中」「高卒採用後夜間大学卒業、その後社会事業大学研究科卒業」がそれぞれ1人、「その他」内訳詳細の記載なしが2人である。

次いで「3科目主事、主事講習受講なし」が20人で28.2%、以下、「福祉系大学・短大」が8人で11.3%、「社会福祉主事資格認定講習」が7人で9.9%、「福祉系高校・専門学校」「3科目主事資格あったが主事講習受講」がそれぞれ1人(各1.4%)である。

なお、「無回答」は13人で18.3%と2割弱を占めた。



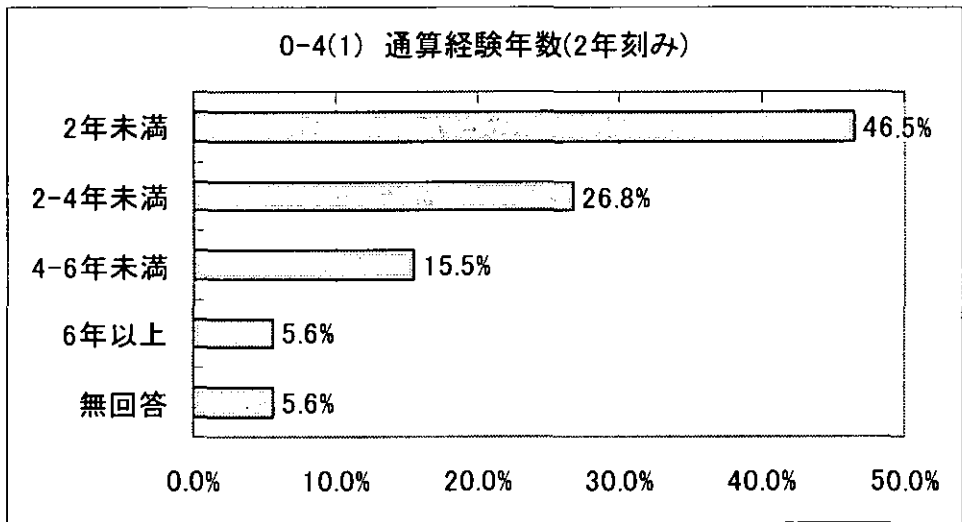
また、養成経歴が「不明」「無回答」を除いた55人について、再集計を試みたところ、養成経験「あり」が39人で70.9%を占め、養成経験「なし」が16人で29.1%であった(図表0-3(1))。

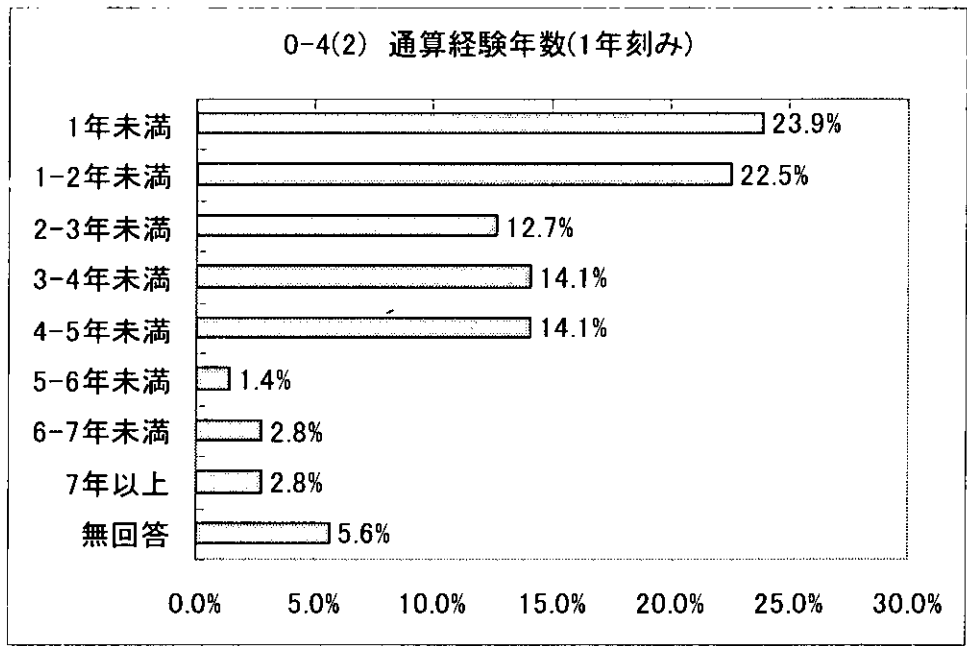


0-4 通算経験年数

回答者の通算経験年数は、2年未満(1年未満:23.9%、1-2年未満:22.5%)が33人で46.5%を占める。次いで2-4年未満(2-3年未満:12.7%、3-4年未満:14.1%)が19人で26.8%、以下、4-6年未満(4-5年未満:14.1%、5-6年未満:1.4%)が11人で11.5%、6年以上(6-7年未満:2.8%、7年以上2.8%)が4人で5.6%である。平均通算経験年数は、2年4ヶ月である。

なお、「無回答」は1人で0.4%である。





・「公扶研調査」との比較

本調査と「公扶研調査」の市域の数値とを比較した図表が0-4(3)である。

図表0-4(3)は通算経験年数を1年刻みにし、「公扶研調査」(市域)と比較したものである。どちらも5年未満が9割を超える点で共通しているものの、3年未満では「公扶研調査」が79.8%、本調査が62.7%と、17.1ポイントの開きがある。つまり、逆にいえば「公扶研調査」では3年以上の比率が急に低くなるのに対し、本調査では3-5年未満が29.9%と3割弱を保っている点に特徴があるといえよう。

